明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令（二四）　二

○社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令（二五）　二

〔省　令〕

○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十一条第一項の規定による特許料の軽減の申請手続等に関する省令の一部を改正する省令（経済産業一四）　三

〔告　示〕

○特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件（内閣府二二）　四

○道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件（国家公安委四）　四

○特定国外派遣組織を指定する件（総務四八）　五

○流水検知装置の規格を廃止する件（消防庁二）　五

○日本国に帰化を許可する件（法務二一）　五

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（同二二）　五

○乾燥スープの日本農林規格等を確認する件（農林水産三五八）　六

○独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第一条の規定に基づき、農林水産大臣が定める平成三十事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件の一部を改正する件（同三五九）　六

○保安林の指定施業要件を変更する件（同三六〇～三七一）　六

○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（同三七二）　六

○工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関の件（経済産業三一）　八

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス販売事業者の認定の告示（同三二）　八

○道路に関する件（東北地方整備局三四～三八）　九

○道路に関する件（北陸地方整備局一一、一二）　九

○道路に関する件（中部地方整備局一〇～一四）　一〇

○都市計画に関する件（近畿地方整備局一三、一四）　一〇

○道路に関する件（四国地方整備局一九、二〇）　一〇

〔国会事項〕　一二

〔叙位・叙勲〕　一二

〔公　告〕　一三

諸事項　一三

官庁

財団、金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　一三

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生関係　一三

地方公共団体

教育職員免許状失効関係　一三

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令（政令第二四号）（内閣府本府）

1　平成三〇年五月二〇日から七月一〇日までの間の豪雨及び暴風雨による災害について、災害対策基本法（昭和三六年法律第二二三号）第一〇二条第一項の規定による地方債をもって地方公共団体の財源とすることができる年度を定めることとした。（第一条関係）

2　平成三〇年五月二〇日から七月一〇日までの間の豪雨及び暴風雨による災害について、災害対策基本法第一〇二条第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の償還方法の特例を定めることとした。（第二条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令（政令第二五号）（厚生労働省）

1　老齢年金の振替加算等の支給要件を満たさない場合に考慮する相手国期間について、社会保障に関する日本国とスロバキア共和国との間の協定（以下「スロバキア協定」という。）に係る相手国期間を考慮する場合には、昭和一七年六月以後の相手国期間とするものとすることとした。（第二二条関係）

2　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（以下「法」という。）による厚生年金保険の加入の特例制度の対象となる社会保障協定について、スロバキア協定及び社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定（以下「中国協定」という。）を追加することとした。（第五〇条関係）

3　障害手当金の支給要件を満たさない場合に考慮する相手国期間について、スロバキア協定に係る相手国期間を追加することとした。（第六一条関係）